

「オンライン版 二・二六事件東京陸軍軍法会議録」は、東京地方検察庁で発見され、国立公文書館に移管された二・二六事件の東京陸軍軍法会議録を収録している。国立公文書館では簿冊名の目録のみを公開しているが、オンライン版の刊行にあたっては、検索上の利便性を考慮し、簿冊に収録された個別資料についても目録を作成した。本資料の来歴等については「解題」を参照されたい。

1. 目録の記載

「オンライン版 二・二六事件東京陸軍軍法会議録」では、以下の様式規則に沿って目録を作成した。目録は、原則として元の簿冊の順番に並べた。

(1)資料番号

各資料の資料番号は、簿冊番号(国立公文書館での請求番号 下 8 桁)と、簿冊内の通し番号で構成した。

(例)資料番号 00354100－0003 の場合

00354100	－	0003
簿冊番号	－	簿冊内の通し番号

(国立公文書館での請求番号 下 8 桁)	－	(元の簿冊で 3 番目に綴じられていることを示す)
----------------------	---	---------------------------

(2)資料名

原則として、標題の付されている資料名を示した。標題のないものについては、内容を判断して適宜表記し、[]でくくった。

(3)作成者

原則として資料に記されている作成者、作成部局を示した。

(4)宛先

書簡等で受信者が明記されているものについて宛先として示した。

(5)分類

元の簿冊の原秩序を尊重しつつ、分類を設定した。主として、元の簿冊は人物ごとに関連資料が綴られている。右画像のように、簿冊の地や扉に記載されている人物名(あるいは内容)を大分類とし、同一簿冊内で特定の人物に関する書類がまとまっている場合は、その人物名を小分類とした。



(6) 指定

文書作成の時点で指定された「極秘」「秘」などの指定区分である。

(7) 作成年月日

原則として資料に記載されているものを示した。「意見書」等、文書の末尾に追記されたと思われる日付については、備考欄に示した。

(8) 備考

以上に当てはまらない情報を記入する。

・画像について

原資料そのものの劣化により、判読しがたい部分があることを了承されたい。また、ごく一部、墨塗りや袋とじされている箇所があるが、刊行時点での国立公文書館の公開状況に拠るものである。